

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（農林水産省）

制 度 名	口蹄疫対策特別措置法等に係る特例措置				
税 目	所得税・法人税				
要 望 の 内 容	<p>口蹄疫の発生により影響を受けた生産者の経営再開が円滑に行われるよう、平成 22 年 4 月以降の口蹄疫の発生に伴い、生産者へ交付される手当金、補てん金等について、所要の税制上の措置を講じる。</p> <table border="1" data-bbox="874 842 1487 929"> <tr> <td data-bbox="874 842 1220 929">平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1220 842 1487 929">－ 百万円 （ － 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	－ 百万円 （ － 百万円）
平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	－ 百万円 （ － 百万円）				
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 口蹄疫の発生農場等の早期の経営再開を促し、地域の基幹産業である畜産業の早期の再建を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 今般の口蹄疫の発生においては、我が国の家畜防疫史上最大級の約 29 万頭の牛、豚等が殺処分されたが、特に予防的殺処分を行いすべての家畜を殺処分した川南町を中心とするワクチン接種区域においては、地域の基幹産業であった畜産業が壊滅的打撃を受け、他の産業にも甚大な影響を及ぼしている。 口蹄疫の発生農場及び家畜の予防的殺処分を行った農場は、本来複数年にわたり順次出荷する予定の家畜が一度に殺処分され、手当金、補てん金等が交付されることとなる。 他方で、家畜の再導入に当たっては、素畜購入費用や飼料費など多額の再導入経費が必要となることから、これらの農場の迅速な経営再開を促すために、所要の税制上の措置を講じる必要がある。</p>				

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	口蹄疫対策特別措置法第 27 条において、「国及び地方公共団体は、平成 22 年 4 月以降において発生が確認された口蹄疫まん延が牛、豚等の家畜の所有者に与える影響に配慮し、必要な税制上の措置を講ずる」こととされている。
		政策の達成目標	
		租税特別措置の適用又は延長期間	
		同上の期間中の達成目標	
	政策目標の達成状況		
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	
		予算上の措置等の要求内容及び金額	
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
要望の措置の妥当性			

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	
	<p>租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)</p>	
	<p>前回要望時の達成目標</p>	
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	
<p>これまでの要望経緯</p>		